

天理市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第3号

天理市公印規則の一部を改正する規則

天理市公印規則（平成10年12月天理市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5項中

「

6	中央保育 所長印	6	てん 書	方20	1	中央保育 所長名を もって発 する文書	児童福祉 課
7	南保育所 長印	7	てん 書	方20	1	南保育所 長名をも って発す る文書	児童福祉 課
8	北保育所 長印	8	てん 書	方20	1	北保育所 長名をも って発す る文書	児童福祉 課
9	嘉幡保育 所長印	9	てん 書	方20	1	嘉幡保育 所長名を もって発 する文書	児童福祉 課
10	やまだこ	10	てん	方20	1	やまだこ	児童福祉

	ども園長 印		書			ども園長 名をもつ て発する 文書	課
11	市民会館 印	11	てん 書	方24	1	市民会館 名をもつ て発する 文書	文化振興 課
12	消防団長 印	12	てん 書	方20	1	消防団長 名をもつ て発する 文書	防災安全 課
13	文化セン ター印	13	てん 書	方25	1	文化セン ター名を もって発 する文書	文化振興 課
14	文化セン ター所長 印	14	てん 書	方25	1	文化セン ター所長 名をもつ て発する 文書	文化振興 課

を

「

6	中央保育 所長印	6	てん 書	方20	1	中央保育 所長名を	こども未 来課
---	-------------	---	---------	-----	---	--------------	------------

						もって発 する文書	
7	北保育所 長印	7	てん 書	方20	1	北保育所 長名をも って発す る文書	こども未 来課
8	嘉幡保育 所長印	8	てん 書	方20	1	嘉幡保育 所長名を もって発 する文書	こども未 来課
9	やまだこ ども園長 印	9	てん 書	方20	1	やまだこ ども園長 名をもつ て発する 文書	こども未 来課
10	丹波市南 こども園	10	てん 書	方20	1	丹波市南 こども園 長名をも って発す る文書	こども未 来課
11	前裁こど も園長印	11	てん 書	方20	1	前裁こど も園長名 をもつて 発する文 書	こども未 来課

12	市民会館 印	12	てん 書	方24	1	市民会館 名をもつ て発する 文書	文化スポ ーツ振興 課
13	消防団長 印	13	てん 書	方20	1	消防団長 名をもつ て発する 文書	防災安全 課
14	文化セン ター印	14	てん 書	方25	1	文化セン ター名を もって発 する文書	文化スポ ーツ振興 課
15	文化セン ター所長 印	15	てん 書	方25	1	文化セン ター所長 名をもつ て発する 文書	文化スポ ーツ振興 課

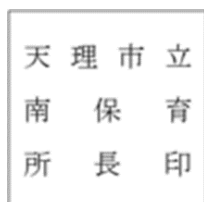
」

に改める。

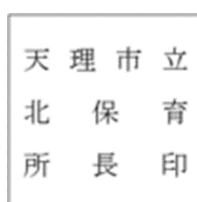
別表第2第5項中

「

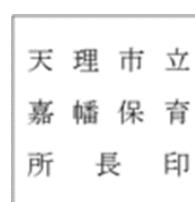
7



8



9



10

天	理	市	立
や	ま	だ	こ
ど	も		
園	長	印	

11

天	理	市	
民	会	館	
之		印	

12

天	理	市	
消	防	団	
長	之	印	

13

天	理	市	
文		化	
セ	ン	タ	ー
所	長	印	

14

天	理	市	
文	化	セ	ン
タ	ー	所	長
印			

を

「

7

天	理	市	立
北	保	育	
所	長	印	

8

天	理	市	立
嘉	幡	保	育
所	長	印	

9

天	理	市	立
や	ま	だ	こ
ど	も		
園	長	印	

10

天	理	市	立
丹	波	市	南
こ	ど	も	
園	長	印	

11

天	理	市	立
前	裁	こ	ど
も			
園	長	印	

12

天	理	市	
民	会	館	
之		印	

13

天	理	市	
消	防	団	
長	之	印	

14

天	理	市	
文		化	
セ	ン	タ	ー
所	長	印	

15

天	理	市	
文	化	セ	ン
タ	ー	所	長
印			

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。